

# 物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

## 給付金の支給時期

確認書・申請書を受理した日から  
4週間後が目安です。

## 支給対象と支給手続き

### 【支給対象】

令和5年12月1日時点において瀬戸内市に住民登録のある世帯で世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯（※）

※以下に該当する場合は本給付金は支給対象外となります。

- ・住民税が課されているほかの親族等の扶養を受けている場合。
- ・修正申告や所得更正を行った結果、非課税から課税になった場合。
- ・既に他自治体で7万円の給付金を受けている場合。
- ・租税条約に伴う住民税免除の届け出をしている場合。
- ・住民登録のない市町村で課税されている場合。

## 支給対象となり、手続きが必要な世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯（世帯内に未申告者がいたり、振込口座不明の場合）

令和5年1月2日から12月1日までに市外から転入した方がいる世帯

確認書が届きます（要返送）

提出期限：令和6年3月15日（金）まで

詳しくは裏面「I」へ

確認書が届かない方は  
申請が必要です

申請期限：令和6年3月15日（金）まで

申請書配布先：福祉課、牛窓支所、  
長船支所、裳掛出張所

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

### 世帯の中に**未申告の方がいる**場合

- 対象世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 世帯全員が、住民税課税となる所得がない場合は、必要事項を記入して**確認書を返信してください。**

### 口座情報の確認ができない世帯の場合

- 給付金を受け取るには、**確認書を返信してください。**
- 確認事項を確認の上、口座情報を記入して、添付書類と一緒に下記の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



## II 令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

- 確認書が届かない方で給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書等が必要になります。



物価高騰対応重点支援給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ先及び申請窓口

瀬戸内市物価高騰対応重点支援給付金コールセンター



**0869-24-8067**

- ・ 受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)
- ・ 場所 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 (本庁西棟 1階相談ブース3)